

平成 17 年 5 月 10 日

各 位

会社名 カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社  
代表者 代表取締役社長 増田 宗昭  
(コード番号：4756 東証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役 谷田 昌広  
電話番号 03 - 5424 - 2098

## 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 10 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションの実施を目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 23 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

現行の役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入により、取締役報酬制度の株価連動性を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションによる新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 20,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式合併を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

##### (3) 発行する新株予約権の総数

200 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込みをすべき金額は、1 株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）を 1 円として、払込価額に新株予約権 1 個につき、割当てられる株式数を乗じた金額とする。

(6)新株予約権行使期間

平成 17 年 6 月 24 日から平成 37 年 6 月 30 日まで

(7)新株予約権行使の条件

本新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から 5 年間に限り、新株予約権を行使できる。

にかかわらず、本新株予約権者は以下の a .、b . に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できる。

a . 本新株予約権者が平成 32 年 6 月 30 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成 32 年 7 月 1 日から平成 37 年 6 月 30 日までとする。

b . 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から 30 日間とする。

新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者の相続人による行使は認めない。

その他細目については、本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の条件に該当しなくなった場合、当社は、その者の有する新株予約権を無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

上記の新株予約権の発行については、平成 17 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件とし、その具体的な発行及び割当ての内容は、同定時株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上